

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

■無期雇用労働者について事業主都合による解雇以外の理由により入社後 1 か月以内に離職した場合、紹介手数料の 80 %を求人者に返還

■無期雇用労働者について事業主都合による解雇以外の理由により入社後 3 か月以内に離職した場合、紹介手数料の 50 %を求人者に返還

以下の場合、返戻金制度は適用されません

1. 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者 として紹介する場合
2. 求人者の責による退職・解雇
3. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職

許可番号：13-ユ-307189

東京都千代田区神田小川町 3 - 5 - 3 神保町 YMU ビル 2F

株式会社クスール